

「ベトナムにおける高付加価値野菜の栽培・流通関連制度調査」

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ハノイ事務所

目次

パート I ベトナムにおける農業関連での外国企業進出に関わる行政制度

1. 土地使用权に関する法的枠組み	1
2. 外国投資家の土地取得の諸ステップ	2
3. 立ち退き賠償金・補助金に関する規定	5
4. 土地賃借料	6
5. 進出形態	8
6. 優遇措置	9
7. ベトナムの農業生産者の形態及び農業用資材の調達	11
8. 新しい種子・苗木の持ち込みについての注意事項	16
9. 農業関連研究施設	17

パート II 高級な野菜・キノコ類の生産流通

1. ベトナムにおける野菜生産の現状	19
2. ベトナムにおける基準・認証制度	20
3. 野菜収穫後の保管及び輸送に関する課題	26
4. 野菜の流通	26

パート III 企業ヒアリング

1. 日系 (6 社)	31
2. ベトナム地場系 (5 社)	33

はじめに

ベトナムでの生鮮品購入は、7割が伝統的市場、3割が近代的なスーパー・ハイパーマーケットであるが、所得水準の向上に伴い、後者の割合が年々増加することが予想されている。日系事業者では、ファミリーマートやイオン等の小売店が相次いでベトナムに進出し、国内市場向けに日本ブランドの普及・浸透を図っている。しかし、現在ベトナム国内では安全・安心な農産物の調達は困難な状況であり、日本から進出している小売事業者からは、高品質な農産物の安定的な調達が強く求められている。

こうした動きと並行して、日本貿易振興機構（ジェトロ）には、ベトナム国内市場への農産物の生産・販売を目的として進出した日系農業事業者からの相談が多く寄せられている。これらの事業者は、所得水準の向上に伴う内需の拡大を見越して進出したものの、農地取得関連のトラブル、独特の農産物流通構造、安全基準に対する信頼度などの課題に直面するケースが多い。

そこで、世界的に品質・生産技術が評価され、かつ現実的に参入しやすいと考えられる野菜・キノコ類を中心として、①各種行政手続き、種苗類の輸入規制といった制度情報、②高付加価値農産物の流通構造やその課題等を調査した。

本調査がベトナム進出を検討する皆様にとって役立てば幸いである。

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ハノイ事務所

パート I ベトナムにおける農業関連での外国企業進出に関わる行政制度

1. 土地使用権に関する法的枠組み

- ベトナムでは土地が全国民の所有に属し、国が国民を代表し一貫管理するものとしている。国が土地使用人に対し次の形で土地使用権を引き渡すことになる。

(1) 国家からの割当

当該省若しくはその下部組織である郡の農地割当の決定に基づき、土地使用人に土地使用権が引き渡される（土地使用料を徴収するケースと土地使用料を徴収しないケースとがある）。

(2) 土地のリース

土地使用人と当該省の行政機関（人民委員会もしくはその下部組織）との間で土地賃借契約を締結することによって土地使用権が引き渡される。賃借料には、年払いの方法と一括払いの方法とがある。

国が土地使用料徴収なしで農地を割り当てる場合には、農業を直接に営む個人農家もしくは世帯農家に限り、かつ土地法 129 条（注 1）で定めた限度内という条件がある（土地法 54 条）。

※注 1： 土地法 129 条

個人農家もしくは世帯農家に対する国が土地使用料徴収なしで割り当てられる農地面積の上限：

- (1) 一年生作物栽培農地の場合：メコンデルタ及び東南部各省では 3ha/個人農家。他の省では 2ha/個人農家。（メコンデルタは耕作地が比較的に恵まれるため、面積の限度が大きめに設定されている。）

注) 東南部各省：ドンナイ省、ビンズオン省、タイニン省、バリア=ブンタウ省、ビンフォック省

- (2) 多年生作物栽培農地の場合：デルタの各省では 10ha/個人農家、高地の各省では 30ha/個人農家。（高地は多年生作物の栽培に向いていると判断されるので、限度面積が大きく設定されている。）

- (3) 植林用地及び防災林用地の場合：30ha 以下/個人農家（全国各省が対象）

- 個人農家は他人から土地使用権の譲渡を受けることが認められる。ただし、農地使用権の譲渡を受ける場合でも、土地法実施細目 43/2014/NĐ-CP 号 44 条(注 2)で上限が決まっている。

※注 2： 農地使用権譲渡を受けられる限度

- (1) 一年生作物栽培農地の場合：メコンデルタ及び東南部各省では 30ha/個人農家。他の省では 20ha/個人農家

- (2) 多年生作物栽培農地の場合：デルタの各省では 100ha/個人農家。高地の各省では 300ha/個人農家

いずれも国からの割当の上限の 10 倍となっている。

なお、農地使用権の制限についてベトナム語では **Hạn điền**=ハンディエンと言い、「限田」を意味する。

● 個人農家もしくは世帯農家が持つ農地使用权の存続期間は次の通り。

- (1) 土地使用料の徴収なしで国から割当を受けた農地： 50年。期間到来後50年の延長可能
- (2) 国からリースした農地（借地）：最大50年。更新可能

土地使用权者は当局に対し土地使用权登録の手続きを行い、土地使用权証明書の発給を受けることになる。登録の手続きについては初回登録と変更登録とがある。これまであまり明確ではなかった土地使用权を明確化するために、2012年6月に国会より2013年末までに土地使用权証明書発給、特に初回登録を完了するよう決議が出された。

2014年現在、全国で2,290万haを対象として計4,160万枚の土地使用权証明書が発給された。そのうち、農地では、884万haを対象として2,018万枚の証明書が発給された。ちなみに林業地では、1,227万haに対し197万枚の証明書が発給された。農地及び林業地の土地使用权証明書1枚あたりの平均面積はそれぞれ0.55ha及び6.22haの計算となる。

なお、土地使用权の登録は義務となっており、土地使用权に関する変更が生じた場合は30日以内に当局に変更登録を行わなければならない。

● 農地の分類

土地法10条によれば土地を農地と非農地の2カテゴリーに分類される。さらに農地は、次のように細分化されている。

- (1) 水田及び一年生作物栽培農地
- (2) 多年生作物栽培農地
- (3) 植林地
- (4) 防災林用地
- (5) 特別森林用地
- (6) 水産養殖地
- (7) 製塩用地
- (8) その他（栽培用ガラスハウス設置用地、家畜飼育用地、苗木育成用地、花の栽培用地、景観植物栽培用地等）

2. 外国投資家の土地取得の諸ステップ

外国投資家もしくはベトナムで設立した外資企業（以降、「ベトナムの外資企業」とします）が投資案件を実現するため、農地及び非農地を必要とする場合は国からリースすることになる。賃借料の支払方法は、年払いもしくは賃借全期間リース料の一括払いのどちらかの方法を選択することになる（土地法56条）。

土地賃借決定権は、省人民委員会が持っている。賃借期間は投資案件の存続期間によるものの、最長50年となっている（土地法59条、126条）。

大型案件の場合は首相決定になる場合もあるが、そうでない場合は、省人民委員会で決定される。省レベル決定案件の申請の流れについては以下の通り。

申請の流れ：

進出候補地に関する許可取得

 →

投資プロジェクトの許可申請/その投資プロジェクトを実現するための会社設立申請
--

 →

候補地使用权の取得

●ステップ I：進出候補地に関する許可取得（土地合意申請）

必要な申請書類：

- (1) 候補地許可申請書
- (2) 外国投資家の会社謄本（個人の場合は旅券コピー）
- (3) 敷地図面

提出先：当該省の計画投資局

審査期間：省によって異なるが、ラムドン省の場合は 15 日と定めている

※注釈：

- (1) 工業団地への進出の場合は工業団地開発業者と土地リース契約を結ぶため、候補地に関する合意申請は省略。
- (2) 候補地許可申請書の主な内容：
申請者の氏名、住所
投資分野、主な製品
プロジェクト名、実施スケジュール、存続期間、投資額、資本金
投資形態
候補地の所在、生産用敷地面積、事務所用面積

※詳細は、「参考資料 1：候補地許可申請書サンプル」参照。

●ステップ II：投資プロジェクト申請及び会社設立の申請

必要な申請書類：

- (1) 投資申請書
- (2) 投資案件についての説明資料
（主な内容）プロジェクト名、投資家の氏名、投資場所の面積、生産設備、投資額、資本金、経営計画、収益、投資形態、実施スケジュール、人員計画、環境保全、税金優遇願事項
- (3) 投資候補地に関する資料
- (4) 投資家の財政能力に関する資料
- (5) 投資家の会社謄本及び旅券コピー
- (6) 合弁契約書（出資者が複数の場合に限る）
- (7) 設立予定会社の定款

申請窓口：当該省の計画投資局（工業団地進出の場合は工業団地管理委員会）

審査期間：省によって異なるものの、ラムドン省は 33 日以内と定めている。

●ステップ III：候補地取得に関する手続き

必要な申請書類：

- (1) 土地貸借申請書
- (2) 投資許可書もしくは土地に関する合意書

申請窓口：当該省の資源環境局

審査期間：立ち退きなしの場合は比較的の短期間で済む。省によって異なるものの、ラムドン省の場合は 20 日間以内と定めている。

※立ち退きがある場合は、立ち退きの計画策定及び既存の土地使用者への賠償金や補助金の査定等の過程を経るため、時間がかかる。立ち退きの実施に

至るまでの過程についてはラムドン省の 2008 年 3 月 20 日付の決定
09/2008/QD-UBND 号に基づき以下で説明する。

- (1) 立ち退き賠償・補助・移住全体計画の作成審査（日本で言えば方針稟議に相当するもの）
当該省の資源環境局による対象土地の範囲及び境界線の確認（作業日数 20 日以内）→ 当該郡の人民委員会への通達 → 住民への公布 → 立ち退き賠償・補助・移住全体計画の作成 → 省の人民委員会に提出、決裁を受ける（審査期間 22 日以内）→ 立ち退き全体計画決裁後 3 日以内に既存の土地使用権者への立ち退き賠償・補助・移住全体計画の通知、説明
- (2) 立ち退き賠償・補助・移住の詳細計画の作成審査
既存の土地使用権者への立ち退き賠償・補助・移住全体計画通知後 20 日以内に省人民委員会より土地取戻しの決定を通知 → 立ち退き賠償・補助・移住の詳細計画の作成 → 立ち退き人への賠償金、補助措置等の説明 → 立ち退き賠償・補助・移住全体計画を省の人民委員会に提出する → 30 日以内に省人民委員会にて決裁を受ける
- (3) 賠償金の支払い
立ち退き賠償・補助・移住全体計画の決裁後、3 日以内に住民に公開 → 公開後 5 日以内に賠償金の支払いを行う
- (4) 立ち退き実行後、省の人民委員会より外国投資家に対し土地引き渡しの決定を下す → 投資家への土地使用権利書発給

なお、上記一連の手続きに関する流れ及び審査期間については地方により多少異なるため、詳細については事前に当該省に確認する必要がある。

※詳細は、「参考資料 2：土地リース契約書サンプル」参照。

※補足説明及びコメント：

- (1) 立ち退き賠償・補助・移住計画の立案、作成は関連法規上「立ち退き賠償実行組織」という組織によって行われる。
2013 年土地法の 68 条によれば「立ち退き賠償実行組織」とは「土地に関する共益サービス組織」若しくは「賠償補助移住会議」を指すものと書かれている。
「賠償補助移住会議」の人員構成については、政府決議 197/2004 号の 39 条（現在失効）によれば、郡人民委員会委員長（議長）、財政機関代表（副議長）、立ち退き地に進出する投資家（常任委員）、資源環境機関代表（委員）、立ち退き人代表（1 ないし 2 名）、当該村人民委員会代表（委員）、議長が任命する他の委員から構成される。
決議 197/2004 号の改訂版である決議 47/2014 号では「賠償補助移住会議」についての記載がなくなり、同決議 33 条では「省の人民委員会は土地取り戻し、賠償、補助、移住の実施指導にあたり責任を負う」としか書いていな

い。また、「土地に関する共益サービス組織」については詳細の説明はありません。立ち退きを担う組織については、正確に把握するため当該省人民委員会に確認しておく必要がある。

「立ち退き賠償実行組織」の進め方については、土地法で「賠償・補助・移住の計画を立案する責任を負い、当該村の人民委員会との連携のうえ、住民と直接会合に参加し住民の意見を聴取すること。住民との意見交換内容について議事録を作成し住民代表、村人民委員会代表、村の祖国前線代表の署名をとること（2013年土地法69条）」という記載がある。

(2) 立ち退き賠償・補助・移住計画の主な内容（決議47/2014号の28条）：

- 立ち退き人氏名、住所
- 敷地面積、所在、土地に付随する財産
- 賠償金・補助金の産出のための土地単価、住宅単価、世帯人数
- 賠償金、補助金の査定
- 立ち退き実施実行案
- 移住計画
- 共有施設移動計画
- 墓地移動計画

(3) 「立ち退き賠償実行組織」より提出された立ち退き賠償・補助・移住計画の審査は当該省の資源環境局にて関係部局と協議のうえ行われ、省人民委員会に上程され、批准を受けることになる（資源環境省通達T37/2014BTNMT号の13条）。

3. 立ち退き賠償金・補助金に関する規定

一例としてラムドン省の2008年3月20日付の決定09/2008/QD-UBND号について説明する。

- 外国投資家が直接に賠償金を支払う必要はないとしている。省人民委員会は賠償金の確保のため、外国投資家に対し前払いするよう協力を要請している。なお、前払い金が土地賃借料と相殺される。
- 農業案件の場合は、前払金として投資総額の2%に相当する金額としている。前払金の支払い時期については投資許可書発給日から起算して30日以内に50%、残りの50%の支払いは立ち退き賠償・補助・移住全体計画の決裁日から起算し30日以内としている。

※補足説明：

- 1) 資源環境省通達37/2014BTNMT号の13条によれば、土地を賃借する投資家は投資総額の20%もしくはそれ以上相当する自己資本金を有しなければならない。使用する敷地面積が20ha以上の場合は自己資本金の比率が15%もしくはそれ以上としている。
- 2) 賠償金、補助金、移住資金の原資については政府決議47/2014号の30条によれば、下記方法にて確保される。
 - (i) 土地開発基金による拠出

(ii) 当該敷地に進出する投資家による前払い金。ただし、前払いは投資家の自分の意思で実施されるものとしている。

上記の通り、立ち退き資金のための前払い及び自己資本金に関する規定については明確になっていないため、必ず当該省人民委員会に確認する必要がある。

4. 土地賃借料

土地の年間賃借料単価（㎡当たり）は次のように算出される。

$$\text{年間賃借料単価（㎡当たり）} = \text{比率（\%）} \times \text{土地評価価格}$$

- 上記の比率は政府決議 46/2014/ND-CP 号によれば、1%をベースにして省人民委員会が具体的に定める。
都市部の商業地、住宅地等には比率が高く設定される。ただし、上限は3%と定められている。他方、農地、僻地及び特別優遇案件のための用地であれば低く設定される。ただし、下限は0.5%としている。
政府決議 46/2014/ND-CP 号によれば農地については低い比率で定めることになるが、地方により0.5%を上回る比率と定める地方もある。
- ラムドン省の場合は、同省の決定 50/2011/QĐ-UBND 号によれば、リース料単価決定のための比率は下記の通り。

グループ	土地の区分	比率（%）
グループ 1	都市部、中心街、住宅街（商業用として高い利益が得られる土地）	3.00
グループ 2	都市部、中心街、住宅街（グループ 1 に属しない土地）	2.50
グループ 3	バオロク市、ダラット市及び各郡の中心地（グループ 1 及び 2 に属しない土地）	2.00
グループ 4	バオロク市、ダラット市及び各郡の農村部	1.50
グループ 5	困難のある地方の土地。バオロク市、ダラット市及び各郡にある農林水産業用地、奨励投資案件用地	1.25
グループ 6	特別に困難のある地方への投資案件用地、特別優遇投資案件用地	0.75

- ソンラ省の場合は、同省決議 2524/QĐ-UBND 号（24/09/2014 日付）によればリース料単価決定のための比率は下記の通り。
 - 平野エリア： 3%
 - 高原エリア及び山岳エリア： 0.5%
- ゲアン省の場合は、同省決定 22/2011/QĐ-UBND 号（2011 年 4 月 5 日付）によればリース料単価決定のための比率は下記の通り。
 - 農林水産製塩用地、奨励投資案件用地、特別優遇投資案件用地及び困難のある地方の土地：0.75%～1.15%（例えば、ビン市所在地 1.15%、クアロー村所在地 1.05%、特別困難のある地方 0.75%）
 - ビン市の商業地 2%
- 土地評価価格は省の人民委員会が公示したものである（以下：「土地価格表」）。2013 年土地法によれば、5 年毎に土地価格表が見直されることとなっている（以前は毎年見直されていた）。

- 一例として、野菜栽培の盛んなラムドン省ドックチョン (Duc Trong) 郡の2014年の農地価格表は次のように設定されている(ラムドン省人民委員会決定61/2013/QĐ-UBND号)。

ラムドン省ドックチョン郡の農地価格 (2014年適用)

一年生作物栽培農地の公示価格 (単位: 1,000 ベトナムドン/㎡)

	所在 1	所在 2	所在 3
町 (エリア I)	70	56	35
村 (エリア II)	56	45	28
困難のある村 (エリア III)	35	28	18

多年生作物栽培農地の公示価格 (単位: 1,000 ベトナムドン/㎡)

	所在 1	所在 2	所在 3
町 (エリア I)	60	48	30
村 (エリア II)	48	38	24
困難のある村 (エリア III)	30	24	15

※所在 1: 国道、県道、村道からの距離 500m以下

所在 2: 国道、県道、村道からの距離 500m以上~1,000m

所在 3: 所在 1 及び所在 2 以外

植林地の公示価格 (単位: 1,000 ベトナムドン/㎡)

	所在 1	所在 2	所在 3
エリア (区別なし)	14	12	8

※所在 1: 国道、省道に接する

所在 2: 郡道、村道に接する

所在 3: その他

比較のため、ソンラ省及びハナム省の農地公示価格も下記掲載する。

ソンラ省各郡の農地公示価格 (2014年適用)

(単位: 1,000 ベトナムドン/㎡)

	平野	高原	山岳
稲作			
一毛作しかできない農地	20	18	16
二毛作可能な農地	26	24	22
他の1年生作物栽培地	19	17	15
多年生植物栽培地	16	15	14

ハナム省各郡の農地公示価格 (2014年適用)

(単位: 1,000 ベトナムドン/㎡)

	平野	山岳
一年生作物栽培地及び水産養殖地	40	21
多年生植物栽培地	48	25

植林地	n. a.	9
-----	-------	---

ハナム省フーリー (Phu Ly) 市の農地 (単位: 1,000 ベトナムドン/m²)

一年生作物栽培地及び水産養殖地	48
多年生植物栽培地	57.6

- 賃借料を一括払いする場合は次のように算出される。

$$\text{賃借料単価 (m}^2\text{あたり)} = \text{比率(\%)} \times \text{賃借期間に応じた土地価格}$$

※補足説明:

- (1) 賃借料は上記の賃借料単価と賃借面積とを掛けて算出される。
上記の方法で算出された賃借料が「一定額」を超えた場合は、当該省人民委員会にて土地価格を具体的に精査する。ここで言う「一定額」については、所在地により異なり、中央政府直轄市なら 300 億ドン、高原各省なら 100 億ドン、他の省なら 200 億ドンとなっている。
- (2) 当該管轄税務局長 がリース料を決定する。

5. 進出形態

外国投資家は次のような形でベトナムにおいて法人を設立することができる。

- (1) 独資の会社 (外国側の出資者は個人若しくは法人。複数の出資者も可。)
- (2) ベトナム側との合弁会社 (ベトナム側の出資者は個人若しくは法人)

いずれの場合も有限責任会社の形態が最も一般的である。会社の設立手続きについては上記の「投資プロジェクト及び会社設立の申請」の項にも触れたが、再度下記で説明する。基本的には、まず投資プロジェクトの許可を取得してから会社設立申請となる (投資法 22 条)。

投資プロジェクトの申請に必要な書類は以下の通り (投資法 33 条) :

- (1) プロジェクト実施申請書
- (2) プロジェクト説明書
- (3) 候補地に関する資料 (既に土地を獲得した場合は土地リース契約書)
- (4) 申請者の登記簿謄本
- (5) 申請者の最新の決算書 (2 年分)

地方人民委員会決定案件の場合、審査期間 35 日 + 審査後 5 日以内に投資許可書発給 (投資法 33 条及び 37 条)。工業団地への進出は、その地方の工業団地管理委員会にて決定される (審査期間 15 日)。他方、社会経済に重大なインパクトを与える場合は、国会もしくは首相決定になる。

投資プロジェクトの認可が下りた後、投資家に対し投資ライセンスが発給される。

投資ライセンスの記載事項:

投資プロジェクト番号、出資者氏名・住所、プロジェクト名、プロジェクト実施場所・面積、プロジェクト目標・規模、投資額・資金投下スケジュール、プロジェクト存在期間、優遇措置、投資家への要望事項

※注意事項

- 1) ベトナムの外資企業には、許可を受けた投資プロジェクトの範囲内での活動しか認められない。代表者、資本金及び活動範囲等の変更があれば必ずプロジェクト変更を申請する必要がある。特に事業拡張については別のプロジェクトとして申請する場合もある（別会社の設立は必要とされない）。
- 2) 土地法 45/2013/QH 号の 59 条では当該省の人民委員会がベトナムの外資企業に対し土地をリースすることになっている。
ベンチェ省やロンアン省などで外資企業（台湾や中国の企業が出資した会社）がエビ養殖や果実栽培のため個人から土地を 5 年ないし 15 年賃借した事例があった。これらの事実が広く知られてから当局が種々調査した結果、法に定められた手続きを経ていないと判断された。
- 3) ベトナム側が外国企業との合弁事業の場合は、法人格を持ち、かつその当該法人が所有する使用权に対する土地使用料を国に一括払いした場合に限り、土地使用权をもって現物出資が認められる。
なお、ベトナムの個人には土地使用权をもってベトナムの法人若しくは個人に対して出資することが認められるが、土地使用权をもって外国企業との合弁会社を設立することは認められていない（土地法 173 条、174 条、179 条）。

※関連情報

2014 年 11 月の国会において、「改正投資法」及び「改正会社法」が可決された。この二つの法案は、いずれも 2015 年 7 月 1 日より発効する。詳細についてはこれから実施細目が公布される予定。特に「改正会社法」による運用実績が未だないため、実務面では明確になっていない点が多い。新法施行日以降の運用面について、十分留意する必要がある。
また、法人所得税などの税金関連の 6 法規の改正法（法律 71/2014/QH13 号）も可決された。2015 年 1 月 1 日より発効している。これにより、農業畜産業及び農産品加工業の収益に対する所得税率は 15%に減税された（従前の法人所得税率 22%）。

6. 優遇措置

- 農業分野への投資促進については 2010 年に決議 61/2010/NQ-CP 号を公布し 2013 年にその改訂版である決議 210/2013/NQ-CP 号を公布した。

適用対象はベトナムで設立された会社としている（外資企業も含む）。政府は同決議に合わせて、農業特別優遇業種の 16 業種のリストを公布した。

※詳細は、「参考資料 3：農業分野特別優遇業種リスト」参照。

栽培関連では、苗木の育成開発、バイオテクノロジー若しくはハイテク応用した農林水産業生産、飼料原料生産加工、農林水産加工保管業 が特別優遇業種と指定されている。

優遇を受けられるための基準は、(1)業種及び(2)進出先によって決まる。優遇カテゴリーについては、3つある。それぞれのカテゴリーの条件や優遇措置は下記の通り。

	条件	土地賃借料の減免	その他優遇措置
(1)特別優遇プロジェクト	農業特別優遇業種に属する＋特別困難のある地方への進出	免除	従業員社宅用地、緑地に対する借地料が免除される。 従業員研修費、広告費、展示会への出品費用に対する補助金支給。
(2)優遇プロジェクト	農業特別優遇業種に属する＋困難のある地方への進出	最も低い賃借料の適用。15年間免除。	
(3)奨励プロジェクト	農業特別優遇業種に属する＋農村地方への進出	最も低い賃借料が適用。11年間免除。	

※詳細は、「参考資料4：優遇地方リスト」参照。

例えば、特別優遇業種である「種苗生産事業」をハナム省の Ly Nhan 郡（優遇地方リストの17番目の地方）で行うとすれば、特別優遇プロジェクトと認定される。

- 参考として、条件付業種及び禁止業種については下記簡単に説明する。

条件付業種（投資法7条）

弁護士、会計代行、監査、通関代行業、証券取引、保険ブローカー、カジノ、爆薬取扱い、タバコ、酒の売買等 267 業種が指定されています。農業関連では米輸出、無機肥料販売、有機肥料販売、農薬販売、種苗販売は条件付き業種となっている。

※詳細は、「参考資料5：条件付業種リスト」参照。

禁止業種（投資法6条）※農業関連では特に該当するものはない。

- 1) 麻薬関連各種物質（公布した45種の化学品）に関する事業
- 2) 禁止された化学品及び鉱物（公布した有毒な化学物質）に関する事業
- 3) 絶滅の恐れのある動植物（公布したリスト）に関する事業
- 4) 売春業
- 5) 人身売買
- 6) 人の無性生殖に関する事業活動

7. ベトナムの農業生産者の形態及び農業用資材の調達

- 農業生産者の形態については農家世帯、合作社及び会社の3つを挙げることができる。

2011年に政府が実施した全国農村農業調査結果に基づき農業生産者別の数は下表の通り。割合では、農家世帯数が最も多くなっており、耕作面積、就労人口及び生産高においても最も重要な役割を果たしている。

農業生産者別の数

	2006年		2011年	
会社数	2,136	構成比 (%)	2,536	構成比 (%)
農業	608	28.46	955	37.66
林業	296	13.86	434	17.11
水産業	1,232	57.68	1,147	45.23
合作社数	7,237	構成比	6,302	構成比 (%)
農業	6,971	96.32	6,072	96.35
林業	30	0.41	33	0.52
水産業	236	3.26	197	3.13
農家世帯数	10,462,367	構成比 (%)	10,368,143	構成比 (%)
農業	9,740,160	93.10	9,591,696	92.51
林業	34,223	0.33	56,92	0.55
水産業	687,984	6.57	719,755	6.94

● 合作社 (hợp tác xã = ホップタクサ)

合作社は合作社法に基づき設立運営されたものである。助け合いの目的で平等原則に基づき最低7名の社員からなる法人である。

合作社法は農業分野だけではなく、運輸流通などあらゆる分野をカバーしている。日本の農業組合法のようなものはない。合作社の設立にあたっては、当該管轄省の計画投資局に設立申請することになる。

合作社設立申請に必要な書類:合作社設立申請書、定款、生産経営計画、社員名簿、合作社発足決議（会社設立申請手続きに似ていると言える）。合作社法

(23/2012/QH13号)の8条によれば、合作社は外国企業と合併することは認められている。

2014年10月14日にハノイで開催した「農業分野における生産協力形態の変革についての評価会議」についての新聞報道によれば合作社数は10,339社となっている（農業生産サービス関連9,363社、林業関連915社、水産関連595社、製塩関係79社）。合作社に参加する社員の数約670万人で、平均として660社員/合作社となる。

なお、合作社は相互扶助の目的で、資産を共同所有し法人格を有する合作社連合を設立することができる。合作社連合は最低4つの合作社から構成される。

今回の調査対象となった5省の合作社数（単位：社数）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
全国	13,532	12,249	11,924	13,338	13,087
ソンラ省	53	51	45	43	41
ナムディン省	428	423	410	413	405
ハナム省	179	185	183	184	181
ゲーアン省	546	516	489	527	525
ラムドン省	65	65	66	71	94

出所: ベトナム統計総局 (2013年)

合作社の社員資格：18歳以上のベトナム国民若しくはベトナムに合法的に在居する外国人、合法的な世帯主を有する家族世帯、ベトナムの法人

社員の出資：合作社の定款によるものであるが、一社員の出資額は定款資本金の20%を超えてはならない。

今回の調査でラムドン省のアンダオ農業サービス合作社の代表と面談することができた。詳細はパート III を参照のこと。

【Anh Dao (アンダオ) 農業サービス合作社】

2003年設立。社員数39。野菜の栽培面積280ha。安全野菜の生産管理が実施されている。

住所：32C Nguyễn Công Trứ, P.2, TP. Đà Lạt, Lâm Đồng

電話：0633 560786 - Fax：063 3816716

代表者：Nguyễn Công Thừa

● 協力組 (tổ hợp tác = トーホップタク)

合作社より結束の緩い組織として「協力組」がある。協力組とは、3名以上がお互いに契約で結び、契約書を村役場に提出すれば設立できる。民法上では協力組の形態が認められるものの、法人格はない。実際の調査結果、「協力組」の各社員が資産を有するものの、協力組としての共有資産を持っているところは多くない。2013年末時点で、全国で協力組の数は37万ある。これらの協力組は土作り、灌漑、農薬散布等のサービスを提供するものが多い。

● 経済農園 (kinh tế trang trại = キンテーチャンチャイ)

農業振興策の一環として、ベトナム政府は「経済農園」の発足を呼びかけている。経済農園に関する政府決議 03/2000 によれば、経済農園とは農業生産規模の拡大及び生産効率を上げる目的として、家族世帯による農園の生産形態を促進するものとしている。なお、農園登録の条件は次の通り。

農園の申請に必要な書類：農園登録申請書、土地に関する証明書

申請先：当該地方の郡の人民委員会 ※農園を登録しても、法人格は取得不可。

栽培養殖業に関する農園登録の条件(資源環境省通達 27/2011/TT-BNNPTNT)：

(1) 農地が 3.1ha 以上 (メコンデルタ及び東南部各省)、2.1ha 以上 (他の省)

(2) 年間生産高 7 億ドン以上

今回の調査対象となった 5 省の経済農園数 (単位: 農園数)

	2011 年	2012 年	2013 年
全国	20,078	22,655	23,774
ハナム省	215	240	418
ナムディン省	306	366	391
ソンラ省	29	29	29
ゲアン省	159	230	239
ラムドン省	376	457	484

出所: ベトナム統計総局(2013 年)

今回の調査でラムドン省でフォンツイ農園 (Phong Thuy) 農園を訪問した (詳細はパート III を参照のこと)。

● 法人

企業法に基づき設立された法人である。会社の形態としては、有限責任会社、株式会社の組織運営、合名会社の組織運営、個人会社の組織運営と分けられる。そのうち、最も多いのは有限責任会社である(会社の設立手続きについては前述したため、割愛)。

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
全国	236,584	279,360	324,691	346,777
ソンラ省	602	657	718	832
ラムドン省	1,808	1,865	2,207	2,415
ナムディン省	2,211	2,318	2,725	2,818
ハナム省	1,206	1,445	1,550	1,631
ゲアン省	3,892	4,228	5,115	5,463

今回の調査対象となった 5 省の会社数 (単位: 会社数)

出所: ベトナム統計総局(2013 年)

※注意事項

ベトナムでの合弁会社設立にあたり、ベトナム側の相手が個人若しくは法人のどちらも認められている。ただし、注意しなければならないのは土地使用权をもって現物出資できるのは法人格に限られる点だ。

ベトナムでは農業法人というカテゴリーはない。農業を営む会社も会社法に基づき設立されることとなる。

● 各法人形態に対する税制面の優遇

(法人所得税)

合作社: 栽培、家畜飼育、水産養殖及び農業生産への直接役務提供などによる収益が免税となります。

※農業生産への直接役務の具体例: 給水排水 (灌漑)、農地耕作、水路の浚渫、植物家畜防疫、農産品収穫等

法人：(1)特別困難のある地方における栽培、家畜飼育、水産養殖及び農水産加工による収益は免税となる。

(2)困難のある地方における農水産加工業から得た収益に対し、10%の税率が適用される。

(3)農水産分野での栽培、家畜飼育、養殖、加工及び植林事業に対し、15%の税率が適用される（2015年1月1日より）

(付加価値税)

肥料、農業機械、飼料に対する付加価値税率が5%から0%に減税される（2015年1月1日より）。

● 農家による肥料、農薬、種など農業資材の調達について

農家は、個人代理店より農業資材を購入するのが一般的である。下表は農村開発センターの2007年の調査結果の抜粋である。

表：農家による農業資材調達先

(単位：%)

農業資材の種類	調達先			
	合作社	会社	個人代理店	自家
栽培用種	13.8	7.5	43.1	5.7
肥料	6.9	6.9	59.2	2.3
農薬、除草剤	5.7	6.9	55.7	0
飼料	0	2.3	20.1	6.3
飼育用家畜	0	2.9	20.7	5.7
家畜医薬品	4.0	1.1	17.8	0.6
他の資材	0.6	0	20.1	0

● 農業分野における課題

- 1) ベトナムの耕作地面積は約1,100万ha（2011年）あるが、農家1世帯当たりの平均耕作面積は0.62haと小さいのが現状である。さらに、各農家が保有している圃場も繋がらずに分散している（下表）。

原因は、(1)農家の保有耕作面積に制限があること（“限田”の規制）、(2)人口が著しく増加したこと及び相続によるものと言われている（親が亡くなった後、複数の子供がいれば、圃場をそれぞれの子に分けて相続させるケースが多く見られる）。

「限田規制をなくすべき」という意見が以前から根が強いため、2013年の土地法改正で規制が緩和された経緯がある。また、一部の地方では農家が圃場の分散を是正すべく圃場を交換し合い、効率化を図っている。ベトナム語で

「dồn điền đổi thửa（ドン・ディエン・ドイ・トア）」と言い、「田を繋げるために圃場を交換しましょう」という意味である。

表：圃場が小さく分散される状況（2010年）

省・地域別	平均耕作面積(ha)	圃場の数
Lào Cai	1.06	5.1
Phú Thọ	0.51	6.2
Lai Châu	0.95	5.3
Điện Biên	1.19	6.1
Nghệ An	0.68	4.8
Quảng Nam	0.36	4.5
Khánh Hòa	1.00	3.5
Đắk Lắk	1.47	3.9
Đắk Nông	2.61	3.1
Lâm Đồng	1.37	2.9
Long An	1.52	3.0
北部デルタ	0.41	5.5
北部山岳	1.06	5.5
中部高原	1.83	3.4
南部デルタ	0.94	3.7

出所：デンマーク国際援助開発機関「Danida」調査資料

- 2) 農業資材調達では日本のような農協が存在せず、農家自身で農業資材販売代理店から購入しなければならない。価格及び品質については必ずしも安心して取引できるわけではない。

● **農業ビジネスモデル**

現在農業分野で成果をあげるビジネスモデルとしては、添付のモデル 2 である。

※詳細は、「参考資料 6：ビジネスモデル」参照。

中核法人は、農家と委託栽培し、技術指導及び苗の提供を行い、農産品を買い取る保証をする。中核法人が大手企業ならば、肥料や農薬を供給できるところもあるが、今のところそのような会社はまだ少ない。

今回の調査で訪問した冷凍野菜工場（日系 1 社、ベトナム企業 2 社）ではいずれも原材料の確保のため、農家に委託栽培し農家から農産品を買い取っている。

● **さらなる外国投資誘致に向けた提案**

農地確保手続きの複雑さは、外国投資の誘致において大きな障害となっている。その改善策としては以下のような方法が考えられる。

- (1) 外国投資家に対し、試験栽培やその農産品のマーケティングのため、当初の 3 年間を特別期間として設けること（「試験栽培期間」と呼ぶ）。試験栽培期間中は現地法人を設立しなくても次のような特別措置を認めるべきである。
- (i) 投資家への長期滞在ビザの発給
 - (ii) 投資家が個人農家からも農地を賃借できるようにすること（賃借期間は最大 3 年。農地面積は最大 5ha まで）
 - (iii) 従業員を雇用できるようにすること
 - (iv) マーケティングのため、試験栽培中に収穫できた農産品を販売できるようにすること

- (v) 個人所得税の免除
- (2) 試験栽培期間完了後、投資家が会社設立を行う際、政府関連機関等が農地確保の手続きについて最大限の便宜を図ること。
- (3) 安全な野菜、きのこ類の栽培は特別優遇業種として関連法規で明記すること。

● ベトナムの農業政策についての紹介

共産党中央委員会決議 26-NQ/TW 号（2008年8月5日付）では、農業、農村、農民の課題について下記が指摘された。

農業：農業生産の伸び率が鈍化。競争力が低い。技術革新が遅い。構造変革が遅れている

農村：発展計画性の欠如。インフラ整備の遅れ。環境汚染問題。天災に弱い。

農民：生活水準が低い。貧困層の割合が高い。都市・農村の格差が大きい

上記の現状を是正するために、国をあげて農業、農村、農民（略称：「三農」ベトナム語：Tam nông = タムノン）を対象としてボトムアップしていくという方針が打ち出された。具体的な目標及び国家プログラムとして、下記の通り制定された。

国家目標（20013年6月10日付政府決定 899/QĐ-TTg 号）

農業セクターの GDP 伸び率：2.6%～3.0%（2011年～2015年）

3.5%～4.0%（2016年～2020年）

農家収入増：2.5倍（一戸当たりの2020年収入は2008年に比べて）

就農人口：30%（全労働人口に対し）

稲作：全国規模で二毛作／コメ生産量：4,500万トン（2020年）

村までのアクセス整備：全国規模で四輪車通行を可能にする

村への電力供給網整備／洪水、台風への防災強化

国家実施プログラム（2008年10月28日付政府の決議 24/2008/NQ-CP 号）

- 1) 新農村の建設プログラム（農村生活向上、農村インフラ整備）
- 2) 気候変動への対応プログラム（防災強化）
- 3) 農村人材育成プログラム（農村の若者を対象としての職業訓練）

8. 新しい種子・苗木の持ち込みについての注意事項

2004年3月24日付の種苗に関する法令 15/2004/PL-UBTVQH11 号によれば、政府は種苗を一元管理するものとなっている（同法令7条）。さらに同法令15条によればベトナム国内で栽培できる植物は農業農村開発省に認められたものに限りとなっている（以下「公認品種」と呼ぶ）。

農業農村開発省が公認品種を逐次に追加して、投資家が簡単に検索できるようにはなっていないため、認可済み品種であるかどうかは当局に確認する必要がある。

新しい品種をベトナム国内で試験栽培を行い、農業農村開発省の所定認定手続きを経て合格すれば公認品種として登録できる（農業農村開発省の2006年3月21日付決定 19/2006/QĐ-BNN 号）。

なお、新品種を試験栽培のためにベトナム国内に持ち込むに当たり農業農村開発省に事前に申請する必要がある。

申請書類：

- (i) 品種輸入許可申請書 ※「参考資料 7：新品種輸入許可申請書」参照。
- (ii) 技術説明書 ※「参考資料 8：新品種技術説明書」参照。
- (iii) 投資許可書コピー
- (iv) 試験栽培許可書のコピー（既に試験栽培許可を取得した場合に限る）
- (v) 試験栽培地を管轄する農業農村開発局の書簡（新品種を初めて輸入する場合）

提出先：農業農村開発省栽培局

(URL) www.cuctrongtrot.gov.vn

(住所) Số 2 Ngọc Hà - Ba Đình - Hà Nội

(電話) 04.3823.4651 (Fax) 04.3734.4967

(Email) vanphongctt@gmail.com

審査期間：書類受付後 3 日以内

※注意事項：ベトナムに植物を持ち込む場合は、上記の「種苗法令」の他に「植物保護検疫法」も適用される（2013 年 11 月 25 日付植物保護検疫法 41/2013/QH13 号）。

さらに、農業農村開発省の 2014 年 9 月 5 日付通達 30/2014/TT-BNNPTNT 号 2 条によれば、次の品目については事前にベトナムの農業農村開発省の「有害動植物危険度解析」（Pest Risk Analysis：以下 PRA）を受け、合格しなければならない。

- i) 生きた植物若しくはその一部
- ii) 根、果実
- iii) 草、草の実

農業農村開発省の PRA を受けるためには、輸出国当局より「有害動植物危険度分析報告書」を発行してもらい、提出する必要がある。PRA に要する日数は不明だが、相当の期間が必要と考えられる。詳細については、農業農村開発省植物保護局に相談する必要がある。

9. 農業関連研究施設

農業農村開発省は、農業、林業、塩業、水産業、水利及び農村開発を管轄する省庁である。農業、特に栽培関連における農業農村開発省の役割は次の通り。

- 1) 全国規模での作物栽培開発計画立案、安全農産品生産、土壌改保全、浸食防止
- 2) 動植物防疫実施指導
- 3) 栽培技術指導
- 4) 品種、肥料の国家的管理

農業農村開発省の組織図及び農業関連研究機関は「参考資料 9：農業農村開発省組織図」および「参考資料 10：農業関連研究所」の通り。

各地方の省人民委員会に所属する農業農村開発局の役割及び組織は次の通り。

(役割) 当該地方の農業・林業・水産業・水利・農村開発の管理、洪水台風の対策、安全農産品の生産管理

(組織) 人事室、財務計画室、プロジェクト建設室、栽培室、畜産室、水産養殖室、監査室

パートII 高級な野菜・キノコ類の生産流通

1. ベトナムにおける野菜生産の現状

ベトナムは温帯気候と熱帯モンスーン気候に属し、野菜生産に有利な自然環境にある。さらにサパ（ラオカイ省）、タムダオ（ビンフック省）、ダラット（ラムドン省）などの高地では温帯野菜類も栽培可能である。

メコンデルタと紅河デルタは野菜の最大生産地として、両地帯を合わせて全国の野菜栽培面積の46%、総野菜生産量の55%を占めている。ラムドン省をはじめとするその周辺の高原地帯は、全国の中で野菜の生産効率が最も高い（全国平均の1.3倍以上）。

ハノイ首都及びホーチミン市など人口の多い都市の周辺地域では、野菜の集中生産エリアが形成される傾向があり、近年、キャベツ、トマト、唐辛子、キュウリの各野菜専用の集中生産エリアが以下の地域に形成されている。

- キャベツ：ラムドン、ハノイ、ハイフォン、ハイズオン、フンイエン
- トマト：ラムドン、ハノイ、ハイフォン、フンイエン
- 唐辛子：クアンビン、クアンチ、トゥアティエンフエ、クアンナム、ダナン、タイビン、バクニン、バクザン
- キュウリ：フンイエン、ハナム、ビンフック、バクザン

表1：年度別野菜生産面積及び生産量

地域	面積 (単位：1,000 ha)		生産量 (単位 1,000 t)
	2012年	2013年	2012年
全国	829.9 (100%)	834.5 (100%)	13,992.4 (100%)
紅河デルタ	177.9 (21.4%)	160.3 (19.2%)	3,581.5 (25.6%)
北部山岳	115.7 (13.9%)	124.2 (14.9%)	1,443.2 (10.3%)
北中部	86.2 (10.4%)	94.7 (11.3%)	922.8 (6.6%)
中南部沿岸	64.8 (7.8%)	65.8 (7.9%)	911.5 (6.5%)
西部高原	86.7 (10.4%)	90.4 (10.8%)	2,005.1 (14.3%)
東南部	58.5 (7.0%)	71.8 (8.6%)	955.5 (6.8%)
メコンデルタ	240.0 (28.9%)	227.2 (27.2%)	4,172.7 (29.8%)

出所：統計総局 2011年～2013年

ベトナムで生産される野菜は約80種類あるが、そのうちトマト、唐辛子、キュウリ、キャベツ等、生産量の80%を占める主要な野菜は約30種類ある。

表2：地域別の主要野菜の種類

地域	野菜の種類
北部	キュウリ、トマト、キャベツ、白菜、カリフラワー、ブロッコリー、インゲン、大豆等

中部沿岸地域	唐辛子、キュウリ、大豆、キャベツ等
南部	唐辛子、ねぎ、キュウリ等

2. ベトナムにおける基準・認証制度

本項目では、以下のベトナムにおける農産物の安全基準・認証制度について解説を行う。

- 1) Viet GAP
- 2) Basic GAP
- 3) 安全野菜
- 4) 有機野菜

なお、これらの野菜を総称して「安全野菜」と呼ぶこともある。

1) VietGAP

「VietGAP」とは、ASEANGAP を参考に、ベトナム農業農村開発省（以下、農業省とする）が定めた農業生産管理基準である。これは農産物の安全性を保障するために栽培・収穫・保存等の諸作業工程を規定するものであり、農産物の品質向上、生産者や消費者の健康の保障及び環境保護もその目的に含まれる。

現在、農業省は重要な 4 種類の作物（野菜・果物、茶葉、米、コーヒー）に関する VietGAP 基準を公布している。そのうち最初の工程として 2008 年 1 月 28 日に公布されたものが、野菜・果物の VietGAP 基準である（表 3 参照）。

表 3：ベトナム政府が公布した作物の VietGAP 基準

No.	VietGAP	公布日	決定書番号
1	野菜・果物の安全生産管理基準	2008 年 01 月 28 日	No.379/QĐ-BNN-KHCN 号
2	茶葉の安全生産管理基準	2008 年 04 月 14 日	No.1121/QĐ-BNN-KHCN 号
3	米の安全生産管理基準	2010 年 11 月 19 日	No.2998/QĐ-BNN-TT 号
4	コーヒーの安全生産管理基準	2010 年 11 月 19 日	No.2999/QĐ-BNN-TT 号

VietGAP は、さらに Version 1 と Version 2 に分かれる。

○VietGAP Verison 1：

ASEANGAP と同じく、①食品の安全性の保障、②トレーサビリティ、③生産環境及び労働者の生活環境の保全、④労働者の健康保護（労働条件、安全保護道具、福祉制度の充実化、実務研修実施）の 4 つの内容からなるものである。

○VietGAP Version 2：

農産品の輸出拡大に向けて、ASEANGAP、GlobalGAP 等海外の GAP も参考とした上で VietGAP Version 1 を改訂したものである。

VietGAP 認定取得の手順

(1) 必要な施設の整備

下記の施設を整備する必要がある。

+ 貯蔵施設：

- 有機肥料の堆肥化施設及び無機肥料の倉庫

- 化学薬品の倉庫（施錠可能であること）
 - 農機具倉庫
 - 廃棄物収集場所
 - 労働者用トイレ
- + 収穫物の一次処理・加工及び一時保管施設

(2) VietGAP 認証取得の流れ

i) VietGAP 認定申請に必要な書類は次の通りである。

- + 認定申請書
（主な記載内容：生産者の形態、対象農産物、生産規模、生産予定期間等）
- + 生産エリアの地図
- + 土壌、水のサンプル採取方法及び分析結果
- + 内部検査・評価結果

ii) 内部監査員の指定

内部監査員とは、指名を受けて生産状況を監査する者である。

監査員の条件は次の通りである。

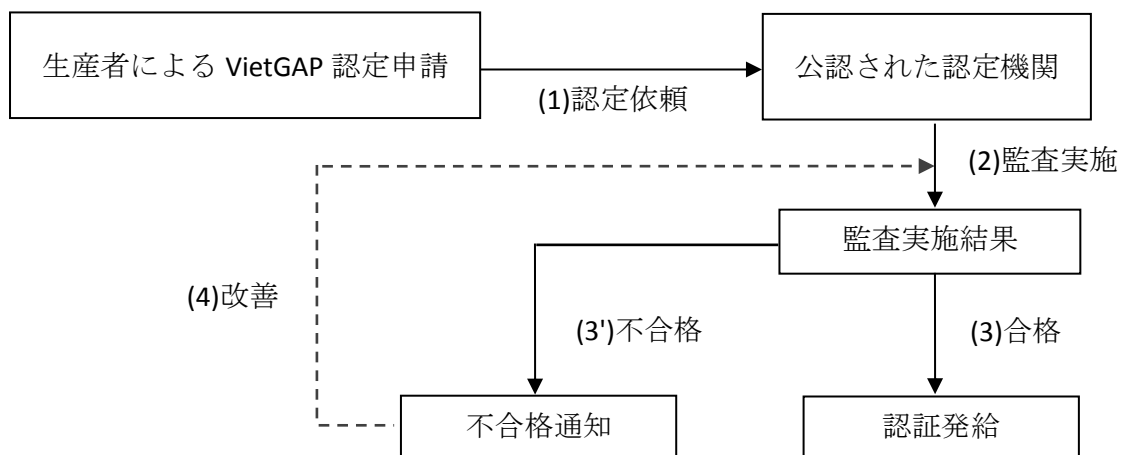
- 合作社のメンバー、または外部の技術者。
- 監査員数は、面積や合作社の加盟農家の人数によって決められる。
- 監査員は農業の知識を有し、作業員への指導や生産管理・監査の経験を持つ者であること。
- 監査員は、生産活動の監査・評価業務、評価方法、記録方法等の検収を受け、労働者の活動を監査し、記録方法等を指導する。
- 内部監査は年1回以上行い、報告書を作成しなければならない。

iii) VietGAP 認定手順

認定の流れは下記フローチャートの通りである。

不合格の場合、その原因・改善の方向を述べた書面による通知を受け取った申請者は、指示に従って改善を行い、再び審査を受けることになる。

< VietGAP 認定フローチャート >



各基準のチェック項目数の比較

表 4： VietGAP、Basic VietGAP 及び国家技術規定（略称 QCKTQG）¹⁾のチェック項目数の比較

		チェック項目数			
		野菜・果物の VietGAP			QCKTQG
No.	カテゴリー	VietGAP Version 1	VietGAP Version 2	Basic VietGAP	
1	生産場所	2	11	2	7
2	品種、ストック	7	16		2
3	生産地及び栽培地	4	13	1	3
4	肥料	11	11	3	4
5	灌漑用水	6	10	1	5
6	農薬	38	46	7	7
7	収穫及び収穫後処理	25	39	4	5
8	廃棄物処理	2	4	1	2
9	労働者	15	17	2	N/A
10	生産工程・記録保管・トレーサビリティ	10	12	4	5
11	監査・評価	3	4	1	1
12	クレーム及びクレーム解決	2	2		N/A
13	安全野菜・果物第一次処理場				34
	合計	125	185	26	75

GAP を取得している代表的な生産加工会社

(1) Da Lat G.A.P 有限会社

同社は、2008 年に野菜・果物の国際基準 Global GAP に従って品質管理システムを構築した最初のベトナム企業である。また、農業省からベトナム野菜・果物分野における「ハイテク導入農業企業」の認定証（2012 年 08 月 24 日付）を受けた最初の企業でもある。2013 年 07 月 15 日には、ラムドン省農業農村開発局から「食料安全条件を満たした企業」の認定書を受けた。

近代的な温室を備えた面積 15ha の栽培地を持ち、自動システムによる肥料散布や散水等の近代的な栽培方法を導入している。

住所：54B Nguyễn Tử Lực – Phường 8 – TP.Đà Lạt – Lâm Đồng

TEL：063 383 40 41 / FAX：063 35 53 154

Email：info@dalatgap.com ; dalatgap@gmail.com / Web： www.dalatgap.com

(2) Phong Thuy 農産物生産販売有限会社

2013 年 04 月 03 日設立。栽培面積は 110 ha（そのうち VietGAP 認定面積は 40.15 ha）である。

¹⁾ 農業省は 2013 年 01 月 22 日付け通達第 07/2013/TT-BNNPTNT 号の添付資料として、生産加工工程における安全野菜・果物・茶葉の国家技術基準（QCVN 01-132:2013/BNNPTNT）を公布している。

住所：Lô nhà trắng, Tổ 20, Thị trấn Liên Nghĩa, Huyện Đức Trọng, Tỉnh Lâm Đồng
 TEL：0633.844.711 – 0913.153.944 – 0983.188.708 / FAX：0633.650.800
 Email：phong-farm@vnn.vn

VietGAP の経済効果

○タインホア省でのヘチマ栽培比較例

タインホア省ホアンホア郡ホアンホップコミュニティにおけるヘチマ生産 30 世帯を調査した結果（表 5）、CIDA²⁾の支援を受けた農家（VietGAP Version 1 導入）が、売上高、利益率共に最も高い。

表 5：個人農家によるヘチマ生産の結果及び経済性（1ha における平均値）

指標	単位	CIDA の支援を受けた農家 ※VietGAP Version 1	農業農村開発局の支援を受けた農家 ※Basic VietGAP	支援を受けない農家	平均
1. 平均生産量	ton/ha	12.6	11.3	10.7	11.5
2. 平均販売単価	VND/kg	8,000	8,000	8,000	8,000
I. 結果に関する指標					
3. 総生産高 (GO)	1000VND	100,800	90,400	85,600	92,000
4. 材料費	1000VND	12,930	13,046	16,709	14,228
5. 労務費	1000VND	53,389	51,740	56,878	54,002
6. 固定資産減価償却費 (A)	1000VND	2,344	2,598	1,961	2,310
7. 原価 (TC= 4+5+6)	1000VND	68,663	67,384	75,548	70,541
8. 利益 (NPr = 3 - 7)	1000VND	32,137	23,016	10,052	21,459
II. 経済性に関する費用					
9. 1 kg に対する利益	VND	2,550.6	2,036.8	939.4	1,866.0
10. 原価に対する利益比率	%	47	34	13	30

出所：ベトナム野菜果実研究所の調査データ（2012 年）

○ラムドン省でのキャベツ栽培比較例

ラムドン省ダラット市におけるキャベツ生産農家 13 世帯を調査した結果（表 6）、CIDA の支援による農家（VietGAP Version 1 導入）では、収穫量が 65.8 ton/ha で中程度であるが、販売単価は 3,500VND/kg と最も高く、結果的に売上高、利益率共最も高い。

表 6：農家個人によるキャベツ生産結果及び経済性（1ha における平均値）

指標	単位	CIDA の支援を受けた農家 ※VietGAP Version 1	農業農村開発局の支援を受けた農家 ※Basic VietGAP	支援を受けない農家	平均
1. 平均生産量	ton/ha	65.8	68.0	50.3	61.4

²⁾ CIDA は Canadian International Development Agency の略称。

2. 平均販売単価	VND/kg	3,500	3,000	3,000	3,200
I. 結果に関する指標					
3. 総生産高 (GO)	1000VND	230,416	204,000	150,750	196,355
4. 材料費	1000VND	47,492	43,245	51,883	47,541
5. 労務費	1000VND	82,052	96,962	82,560	87,191
6. 固定資産減価償却費 (A)	1000VND	1,816	278	2,380	1,491
7. 原価 (TC= 4+5+6)	1000VND	131,360	140,485	136,823	136,223
8. 利益 (NPr = 3 - 7)	1000VND	99,056	63,515	13,927	60,132
II. 経済性に関する指標					
9. 1 kg に対する利益	VND	1,505	934	277	980
10. 原価に対する利益比率	%	80	50	10	46.6

出所：ベトナム野菜果実研究所の調査データ（2012年）

VietGAPによる野菜生産の課題

前項の野菜総栽培面積 830,000 ha に対し、VietGAP 基準による野菜栽培面積はわずか 2,000 ha 程度に過ぎない。VietGAP の普及を妨げる主な原因として、以下が挙げられる。

- VietGAP の内容は複雑で、ベトナムの現状に適用していない。
- VietGAP 認証取得のために、資金を要する（土壌・水質の分析や施設整備等）。VietGAP に対する消費者の認識や評価が低い。
- 生産者の VietGAP に対応する能力、知識が不足しており、教育の機会も少ない。
- VietGAP の普及啓発活動が不十分である。

2) Basic VietGAP

Basic VietGAP は「野菜生産における VietGAP 基本指標実施ガイドンス」に関する決定書第 2998/QD-BNN-TT 号によって、2014 年 7 月 2 日に公布された。

Basic VietGAP は、VietGAP 安全指標の 65 あるチェック項目を 25 項目に減らし、更にそれらの指標も「必須項目」と「奨励項目」に分けられる。また、個人農家も導入できるように記録方法が簡素化されている。

2010 年から JICA の支援によって、フンイエン省、ハナム省、クアンニン省でパイロットプロジェクトが実施された。

3) 安全野菜

各省・市の農業局により、農産物ごとに安全野菜の基準が規定されており、主に以下の項目の含有量が許容量範囲内にある野菜が「安全野菜」として承認される。

- i) 残留農薬（殺虫剤、除草剤）
- ii) 微生物及び寄生虫の数
- iii) 残留硝酸塩（NO₃）
- iv) 残留重金属（鉛、水銀、ヒ素、亜鉛、銅等）

安全野菜の生産運動が始まったのは、1990 年代からである。ハノイ、ハイフォン、ホーチミン市等の大都市において、安全野菜生産モデルが導入された。

安全野菜の生産を促進するため、2009 年 5 月にハノイ市人民委員会は、生産面積 5,000～5,500ha を目標とする「2009 年～2015 年の安全野菜生産・流通プロジェクト」

を立ち上げた。2014 年第 1 四半期時点で、ハノイ市は野菜総栽培面積 12,000ha のうち安全野菜を栽培する 4,500ha に対し、「ハノイ地域における安全野菜生産条件合格」の認証を発給した³⁾。

ただし、ベトナムの一般論として「認証・証明」に対する信用が低いこと、流通過程における不十分な管理などが原因となり、一般消費者の安全野菜に対する信頼性は高くない。

4) 有機野菜

有機野菜は以下の基準を満たすものである。

- 化学肥料及び化学農薬を散布しない
- 作物成長調整剤を使用しない
- 除草剤を使用しない
- 遺伝子組み換え製品を使用しない

欧米やアジア各国と比べると、ベトナムにとって有機栽培は新しい分野であり、国内消費者も有機野菜に対する認識が低く、国内市場は極めて小さい。

2006 年に農業省は国内有機農業に関する基本的な指針を公布した。政府機関、国際 NGO、民間機関、その他組織と協力し、国内市場用の認定システムを構築する指針があるものの、具体的な実行計画は制定されていない。

ベトナムにおける PGS⁴⁾は、国内市場向けの有機農産物の品質を認定する唯一のシステムであり、農業省が制定した有機農業生産基準 10TCN 602 – 2006 に基づき構築された。PGS 認定を取得した有機野菜生産者は、以下の通りである。

- ホアビン省ルオンソングループ及びラクソングループ：面積 20ha
- ハノイ市ソクソン郡タインスアングループ：面積 8ha
- ハナム省ズイティエン郡チャックバングループ：面積 1ha
- ラムドン省スアントー郡スアンタイン村スアンロック合作社：面積 1ha
- 同省ダラット市スアントー郡ザートー村における Organik 有限会社等：面積 4ha

有機野菜の課題

- 通常の栽培方法よりも収穫量が少ない。生産工程管理が極めて厳しい。
- PGS 認定に関する費用 (20,000,000VND) が非常に高い。また毎年 PGS に対し費用として 250,000VND を支払わなければならない。
- 有機でない野菜を有機野菜と混ぜて販売する事件が多発し、消費者の信頼を失った。
- 価格が普通の野菜より 2~4 倍程度高く、高所得者しか買えない。

³⁾ そのうち、VietGAP (詳細後述) 基準をクリアした生産面積は 150ha、有機野菜生産面積は 12ha に留まっている。

⁴⁾ PGS は Participatory Guarantee System の省略である。「参加型有機認証制度」と訳されている。参加型有機認証制度 (PGS) は、地域に焦点を当てた有機農産物等の品質保証システムである。信頼、社会的なネットワーク、知識の交換・生消交流を基盤として、消費者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認定する。
出所： http://www.ifoam.bio/sites/default/files/pgs_definition_in_different_languages.pdf

3. 野菜収穫後の保管及び輸送に関する課題

1) 収穫後のロス

ベトナムでは、インフラの未整備や収穫・保管・加工の知識不足により、収穫後のロスが約20～25%と高い。収穫後のロスの原因として、以下が挙げられる。

- 不適切な収穫方法
- 簡易な包装により、貯蔵中及び運搬中に野菜の数量・品質に悪影響を与える
- 不適切な保管方法（冷蔵設備の不足）

2) 輸送方法

ほとんどの小規模生産農家は、少量の収穫物を自身で輸送・販売しており、自転車、バイクなど手近な手段がよく使われている。中規模の生産においては小型トラックも使用されており、一部の大企業・農園は商品を遠方まで運送できる専用車両（冷凍・冷蔵車両）も導入しているが、事例はまだ少ない。

<参考>

○農産物専用車両（冷凍・冷蔵車両）を有するベトナム運送会社

(1) Mai Tien Chinh 運輸配送サービス有限会社：

住所：Số 640 / 9 / 4 Lê Văn Khương, Tổ 2 KP7, Phường Thới An, Quận 12, TP. Hồ Chí Minh

TEL：0854 47 26 93 / FAX：0854 47 26 93.

(2) Hoang Ha 国際ロジスティック株式会社：

生鮮野菜・果物の運送、処理及び梱包を行い、冷凍・冷蔵倉庫を保有。

住所：87 Thăng Long, Phường 4, Quận Tân Bình, Tp. Hồ Chí Minh

TEL：(84.8) 3 948 4696 / FAX：(84.8) 3 948 4697 / Email：info@hoangha.com

(3) HDO 社：

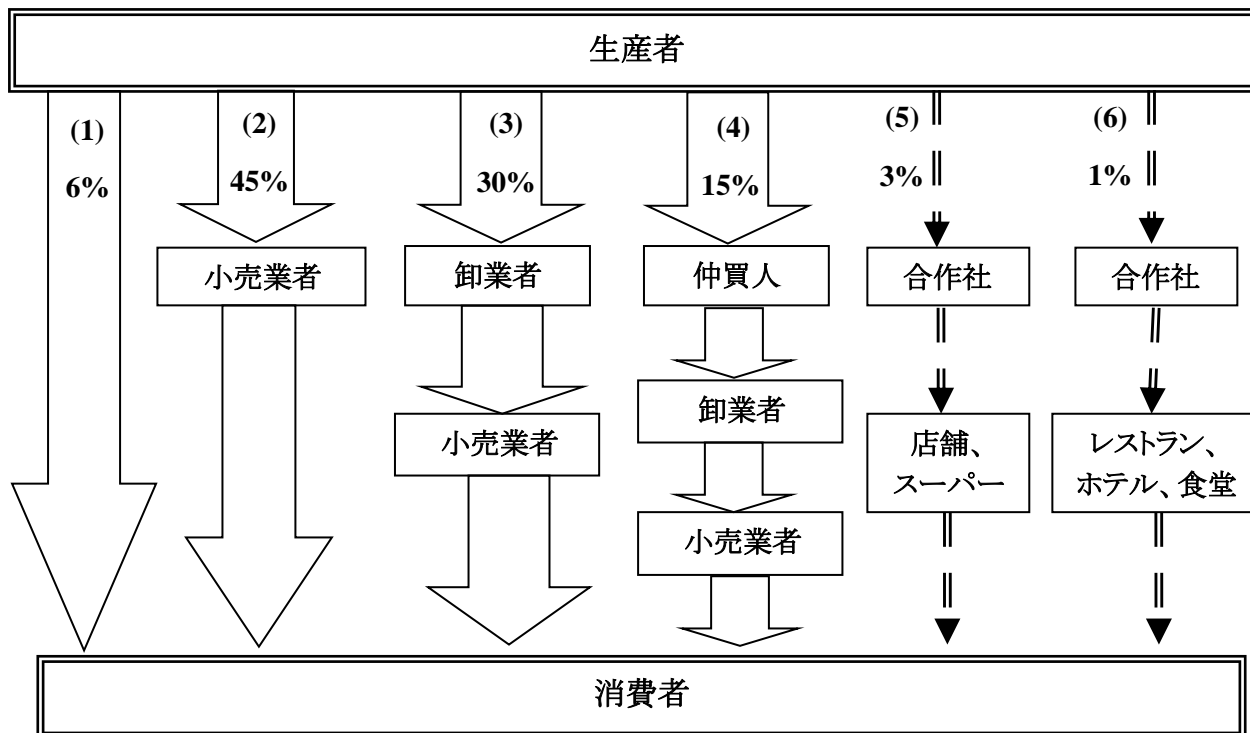
冷凍・冷蔵トラックやコンテナ車両・冷凍・冷蔵コンテナ車両で野菜・果物・海鮮・冷凍肉を北部の Metro スーパーや中国へ輸送。

TEL：0904 848 200 - 0937 200 200.

4. 野菜の流通

農業省傘下の野菜・果物研究所（Fruit and Vegetable Research Institute）の研究によると、ハノイでは以下の経路で野菜が流通している。

<ハノイにおける野菜流通経路>



※ ⇨ : 通常野菜の流通経路 / = ⇒ : 安全野菜の流通経路

研究結果によると、安全野菜は主に(5)経路と(6)経路によって市場へ供給される。ハノイにおいて、店舗・スーパーへ安全野菜を供給している合作社は、Ba Chu – Van Noi 安全野菜生産流通合作社、Dao Duc 安全野菜生産流通合作社、Van Duc 農業サービス合作社、Tang My 安全野菜合作社などがある。

1) 市場における農産物の流通形態

○小売市場 (ベトナム語: **Chợ bán lẻ** = チョーバンレー)

チョーバンレーとは都市部で最低 50 の売場、農村部で最低 30 の売場がある集合小売市場である。

○卸売市場 (ベトナム語: **Chợ đầu mối** = チョーダウモイ)

小売業者は卸売市場で仕入れた農産物を消費者に販売する。卸売市場及び小売市場で販売される野菜・果物は、原産地が不明で包装も粗末である。

各省の主な農産物卸売市場は以下の通り。

- ハノイ市: ロンビエン市場、南ハノイ卸市場、ミンカイ市場、ジクボン市場、フクアン市場、バンチー市場等
- ナムディン省: ナムバンコミュン、ティンロンコミュン、ハイフンコミュン
- ハナム省: ホアマク町、タイングエンコミュン
- ソンラ省: マイソン郡
- ゲアン省: ギーロック、クアロー、ジェンチャウ
- ラムドン省: バオロック、リエンギア

表7：ハノイ市、ホーチミン市、および本調査対象の省における市場の数

	2010年	2011年	2012年	2013年
全国	8528	8550	8547	8546
ハノイ市	411	411	414	418
ホーチミン市	255	247	243	243
ハナム	98	106	106	110
ナムディン	201	213	215	216
ソンラー	103	105	105	114
ゲアン	380	370	370	404
ラムドン	66	67	67	68

出所：統計総局（2013年）

2) スーパーマーケットによる農産物の流通形態

2000年からBig C、Metro等外国の小売・流通業が進出したことによって流通システムが近代化され、ベトナムのスーパーマーケット業界の発展も促された。全国にショッピングモールが約130ヶ所、スーパーが700ヶ所以上、コンビニエンスストアが約1,000店舗ある。

日本のAEONは2014年1月、ホーチミン市に初めてのAEON MALLを、続いてビンズオン省に2番目のショッピングモールをオープンした。現在ハノイに3番目のショッピングモールを建設中であり、2015年中にオープンする予定である。

表8：ハノイ市、ホーチミン市、および本調査対象の省におけるスーパーの数

	2010年	2011年	2012年	2013年
全国	571	638	659	724
ハノイ市	74	88	100	94
ホーチミン市	142	152	162	185
ハナム	3	5	4	4
ナムディン	7	6	5	5
ソンラー	2	2	2	3
ゲアン	22	28	23	39
ラムドン	4	5	5	5

出所：統計総局（2013年）、統計年鑑

スーパーでは、野菜・果物がきちんと包装され、製品によっては賞味期限や原産地も表記されている。安全野菜を販売するスーパーは、Big C、Metro、Hapro、Fivimart、Intimex、Co.opMart、Unimart、Vinmart等が挙げられる。こうしたスーパーでの野菜供給者の選定基準は、以下の通りである。

- VietGAP 認証または各省の農業農村開発局等が発給した「安全野菜生産条件合格」の認証を取得していること。
- 信頼性の高い試験機関が発行した野菜の分析結果があること。
- 契約締結の資格を有すること。
- 税コードを有し、正式な領収証（レッドインボイス）を発行できること。

現在、ハノイのスーパーで売られている野菜は、主にハノイ市のドンアン郡バンノイ村、同市ティンチャー郡ズエンハ村・イエンミー村、ソンラ省モクチャウ郡及びラムドン省等で生産されたものが多い。

3) 安全食料品店による農産物の流通形態

ハノイ及びホーチミン市などの都市部を中心に、安全食料品店と銘打った店舗が普及しつつある。これらの店舗では安全野菜・有機野菜の他に果物、食肉、卵、牛乳、冷凍品等を販売している。また、インターネットによる通信販売を行っている店舗もある。

販売される野菜はきちんと包装され、野菜名、生産地、価格、店舗ロゴを表記したラベルが商品に貼られている。

4) 野菜取引所

「ハノイ安全野菜・果物取引所」⁵⁾は、「ベトナムグリーン商品輸出入株式会社」がハノイ農業農村開発局の支援で官民連携（PPP – Public Private Partnership）の型で設立した、最初の安全野菜・果物・食品取引所である。

取引所の役割及び業務は、以下の通りである。

- 取引所に登録した生産者とバイヤー（輸出者、卸売業者、小売業者、スーパー、レストラン、ホテル等）との売買取引のサポート
- 取引所に登録した加盟者間の売買取引のサポート
- 取引所に登録した加盟者への市場動向に関する情報提供およびコンサルティング

5) 主な高級野菜の価格

2015年1月6日付のハノイ市内における主な野菜の価格は下記の通りである。安全と表記された野菜の単価は比較的高い。

表9：ハノイ市内における主な野菜の価格 単位：1000 VND/kg

野菜の種類	バーディン区チャウロン市場 (ハノイ市内)	ザーラム郡キエウキー市場 (ハノイ郊外)	VinaGap 直営の Bac Tom 野菜チェーン店	Donavi Mart 店舗	Nong san ngon チェーン店・直営店
	普通野菜	普通野菜	安全野菜	安全野菜	安全野菜
レタス	15	10	100	30	40
トマト	20	15	32	57	28
白菜	15	9	35	42	n.a.
キュウリ	17	10	29	n.a.	24
キャベツ	12	5	32	n.a.	27

6) 消費者の動向

○消費量の多い野菜

ベトナム野菜果実研究所の調査結果（2013年）によると、ハノイの消費者がよく消費する野菜の種類は約40種類で、トマト、空心菜、キャベツ、コールラビ、つる紫、アマメシバ、えんどう豆、ニンジン、カボチャ、青菜など。

⁵⁾ハノイ安全野菜・果物取引所（ベトナム語名:Công ty Cổ phần sản giao dịch rau quả và thực phẩm an toàn Hà Nội）住所 123 Hồ Tùng Mậu, Nam Từ Liêm, Hà Nội. Website: <http://www.sanbanbuon.vn/>

○野菜を購入する場所

ベトナム野菜果実研究所の調査結果（2013年）によると、ハノイ郊外に住んでいる消費者の93.75%、市内に住んでいる消費者の88.89%が、小売市場で野菜を購入している。小売市場を利用する主な理由は以下の通りである。

- 家に近い
- 野菜の鮮度がよい
- 野菜の種類が多い
- 他の食品と一緒に購入できる
- 価格が合理的である

消費者からは、スーパーで販売される野菜は鮮度が悪い、種類が少ない、価格が高い、品質に対する信頼性が低いなどの声が聞かれる。

一方で前述の通り、スーパーの数は全国的に増加傾向にあるため、生産および流通現場での技術向上、制度・設備の整備が進むことでこのような課題が解消され、スーパーにおける野菜を含む生鮮品の販売拡大が見込まれる。

パートⅢ 企業ヒアリング

1. 日系（6社）

○ヒアリング対象企業データ

項目	詳細	社数
資本形態	独資	3
	合弁	2
	ベトナム資本	1
資本金	1万～50万ドル未満	2
	50万～100万ドル未満	0
	100万ドル以上	4
従業員数	50名未満	5
	50～100名未満	0
	100名以上	1
業務内容	農産物の生産・販売	5
	冷凍野菜の製造・販売	1
拠点場所	中部（ラムドン省）	3
	北部（ハノイ市、ソンラ省他）	3
販売先 （複数回答あり）	輸出	2
	国内	5
生産形態	直営	4
	生産委託	2

○各社の経験、課題・問題点

1) 土地

- 土地代が高い：
100haの土地を借りるのに数億円かかる。
- 立ち退きがスムーズに進まない：
法律上は地方人民委員会に土地収用義務があっても、実際は企業に対し補償金の前払いを要求するケースが多く（人民委員会に資金がないため、前払いしないことにはプロジェクトが進まない）、さらに補償金支払い後でも農民が立ち退きを拒否する、追加で支払い請求をされる、などのトラブルの事例もある。
→立ち退きに有効な手段として、立ち退き対象農民を数年間従業員として雇うことがある。
- 政府を介して土地を取得：
地方人民委員会計画投資局に土地紹介を依頼したところ、1ヵ月後に紹介してもらえた。個人間、企業間で交渉するよりも、進出先の地方政府等を介した方がよい場合もある。
- 栽培施設を賃貸：
同業者から栽培施設を賃貸しており、土地の賃借より手間が少ない。
- 工業団地に進出：
工場内で栽培可能な商品であるため、工業団地に進出を決めたが、農地としてみなされず、それに係る優遇・恩典は享受できない。

- 進出前にテスト：
現在の場所に決めた理由は、進出前に3ヶ月間テストをしてうまくいったため。
- 2) 投資ライセンス申請
- 現地パートナーのおかげで、申請関係で特に問題はなかった。
 - 全て自社で行ったため、申請から発給まで10ヶ月かかった。
 - 合弁から独資に切り替えたが、特に問題はなかった（工業団地内）。
- 3) 農産物の生産
- 生産効率が悪く、原価コストがかさむ：
同じものを生産するのに中国の2.5倍以上かかる。農家の知識・技術不足により収穫量は日本の1/3程度。また、中間業者（ディーラー）の介在により、必要以上にコストがかかり、農家の低収入の原因となっている。
→農家に対しマニュアル・規則の導入および指導を行う。契約違反時は生産物の買取を拒否する。
 - 日本より40年遅れている。
 - 端境期に収入がなくなる：
一年中収穫ができる作物ではないので、端境期の収入維持のために別の作物の栽培を検討している。
 - 委託先を見つけるのが難しい：
自社で苗を作り、それを販売したいと思うが、その苗をきちんと育てられる技術、設備、資金力を持った委託先がなかなか見つけられない。
 - 日本の環境との違い：
①気温・気候、②土壌が日本とまったく違うため、日本品種はなかなか根付かない。冷涼なダラットやモクチョウならまだ可能性はあるが、それでも安定供給は難しい。
 - 日本人とベトナム人のニーズ、感覚の違い：
「重量が重い方が高く売れる」という考え方があるため、日本の物の比べて味が落ちたり、病気が出やすくなる。
- 4) インフラ・設備・資材
- 農機具の入手が困難：
日系の農機具メーカーから直接輸入ができず、必要以上に費用や時間がかかる。
 - 農薬・肥料・資材の不足（北部）：
南部およびダラット周辺は資材が豊富で手に入りやすいが、北部では不足する物が多い。ただし、ここ4年でだいぶ改善されている。
 - 道路の整備：
道が悪く、運搬中に商品の品質が低下する。
 - コールドチェーンの整備：
ダラットからハノイへの陸路運搬がうまくいかない。
 - 停電対策：
空調を使用しているため、停電に備えて発電機確保は必須。

5) 種苗の調達

- PRA（病害虫リスク分析）手続き：

日本とベトナム間における種苗類の正規輸入は、正確には日本・農水省とベトナム・農業省間での申請・登録作業が必要となる。しかし、この手続きには数年を要すると言われ、それを待つのではなく自社でトライしているが、日本側の書類整備だけで1年程度かかっている状況。ベトナム側管轄機関の対応も不慣れで、相当の時間と手間がかかると予想される。

6) 人材

- パートナーとの問題：

当初パートナーを組んだベトナム人がいい加減な人間であることがわかり、別れた。そのパートナーがいなければ今の土地にいる必要もないが、投資した後なので動けない。

- 日本人技術者の問題：

長期間常駐できる技術者を見つけるのが難しい。

7) 販売先

- 供給が追いつかない：

安全性の高い商品、味の良い日本品種に対するニーズは非常に高く、価格面で折り合いがつけば売り先には困らない。一方、生産量が上がらず、供給が追いつかないことが課題。

- 在留邦人とベトナム人の区別：

それぞれニーズが違うので、販売戦略は分けて考える必要がある。

8) ブランディング

- 商標コピーの回避：

日本種や日本の技術を用いた商品は、従来品と比べ確実に味が優れており、需要は高い。商品に付加価値をつけるために、自社あるいは地域ブランドを作りたいと考えているが、パッケージの流用やコピーの恐れがあるため、対策が必要。

2. ベトナム地場系（5社）

○Dalat Agri Foods Co. (DAF)

設立年	1976年
住所	ラムドン省ダラット市（Head Office）
資本金	N/A
業種	冷凍野菜の製造
生產品目	ほうれん草、かぼちゃ、サツマイモ、ジャガイモ等
販売先	90% 日本へ輸出 10% 国内販売、台湾・シンガポール等へ輸出
生産形態	自社農場：300ha 提携農家：150戸
その他	● 約20年前より日本側から技術指導を受け、現在10人のエンジニア

	<p>アがいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提携農家に対し技術指導を行い、製品を買い取っている。提携農家の選定基準は、①保有農地が 5,000 m²以上であること、②水質・土壌分析の基準をクリアすること、③資金力、④経営方針（信頼度）など。 ダラットに冷凍工場を 2ヶ所、ホーチミン市に冷蔵倉庫を 1ヶ所保有している。ダラットに冷凍工場を保有している企業は、他に 3社のみ（日系 1社、台湾系 2社）。 冷凍ほうれん草の生産量は 1,000 トン／年（売上高 200 万ドル）。 現在、国内販売量は 500 トン／年であるが、冷凍野菜の国内消費は年々増加している。 今後は更に付加価値の高い冷凍食品の製造を目指したい。そのために日本など先進国の技術を導入したい。
--	---

○Anh Dao Coop（合作社）

設立年	2010 年														
住所	ラムドン省ダラット市														
資本金	5 億ベトナムドン														
業種	野菜の栽培、小売（代理店経由）														
生產品目	各種野菜														
販売先	100% 国内販売														
生産形態	自社農場：合作社共同出資農家 22 戸、計 270ha														
その他	<ul style="list-style-type: none"> 270ha の圃場のうち、170ha は国からリースしている。この分の農地は 26 年間の土地リース料の減免を受けている。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>11 年間</td> <td>→</td> <td>5 年間</td> <td>→</td> <td>5 年間</td> <td>→</td> <td>5 年間</td> </tr> <tr> <td>100%免除</td> <td></td> <td>70%免除</td> <td></td> <td>50%免除</td> <td></td> <td>30%免除</td> </tr> </table> また、VAT（付加価値税）も免除されている。 全国にある販売代理店は 143 店で、代理店への販売手数料は 10% 程度。 冷蔵トラック（16t）を 17 台、また、ラムドン省内に 3つの冷蔵倉庫を保有。 2014 年の野菜生産量は約 44,000 トン（44 種類）、売上高約 100 万ドル。 肥料、農薬関係の合弁会社あり。 外国企業との合弁も可能。 	11 年間	→	5 年間	→	5 年間	→	5 年間	100%免除		70%免除		50%免除		30%免除
11 年間	→	5 年間	→	5 年間	→	5 年間									
100%免除		70%免除		50%免除		30%免除									

○Phong Thuy Farm

設立年	2013 年（個人農園から法人化）
住所	ラムドン省ドックチョン郡
資本金	40 億ベトナムドン
業種	野菜の栽培、加工
生產品目	トマト等
販売先	100% 国内販売（卸市場、イオンホーチミン等）

生産形態	自社農場：約 50ha 提携農家：10 戸（合計約 50ha）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 提携農家に対し、栽培計画を作成し、技術指導を行っている。農産物の売買契約書を交わし、収穫後の農産物を買取る。買取価格はその時の市場価格。 農業エンジニア 2 名、技術スタッフ 10 名がいる。 イオンホームミンに 50 種類の野菜を供給している。

○Ngoc Dong – Ha Nam きのこと生産工場

設立年	2004 年
住所	ハナム省ズイティエン郡
資本金	N/A
業種	きのこの栽培、竹・籐製品の製造・販売
生産品目	キクラゲ、エノキ等
販売先	100% 国内販売
生産形態	自社工場：10,000 m ² 提携農家：約 400 戸
その他	<ul style="list-style-type: none"> 同社はベトナム北部における竹・籐製品の老舗であるが、2011 年よりハナム省のきのこ生産モデルプロジェクトに参画し、遺伝子研究所きのこセンターより、きのこ栽培の技術指導・移転を受けた。 2013 年より、同社で生産した菌床を提携農家に供給し、収穫したきのこを買取るスキームを開始した。年間の菌床生産能力は 200 万個。 現在、約 12 種類のきのこを栽培している。

○Green Farm JSC

設立年	2012 年
住所	ソンラ省モクチョウ郡
資本金	35 億ベトナムドン
業種	苗木および野菜の栽培・販売
生産品目	トマト等
販売先	100% 国内販売
生産形態	自社農場：5ha（ビニールハウス 2 棟含む）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 社長はベトナム野菜果実研究所の若手研究員である。 トマト苗木の生産量は 250 万本/年。今後 350 万本/年に拡大したい。同社のトマト苗木は茄子とトマトの接木である（根っこ部分は茄子の木）。 野菜の年間生産量は、トマト 50 トン、レタス 20 トン、キャベツ 70 トン、他 30 トン。 売り先はハノイの安全野菜販売店（契約販売）。

《参考》 1 ドル=21,460 ベトナムドン（2015 年 3 月 26 日時点）

- 発行： 2015 年 3 月
- 作成者： 日本貿易振興機構（ジェトロ）ハノイ事務所

【免責事項】

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態を生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。